【様式第4号の1】 死亡等による消除

介護支援専門員が亡くなったり、欠格事由に該当したりした場合、届出義務者により登録の 消除を行う必要があります。

1 介護支援専門員に生じた届出事由及び届出義務者

	介護支援専門員に生じた事由	届出義務者
(1)	死亡	相続人
(2)	心身の故障により介護支援専門員の業務を適正に行うことができ ない者として厚生労働省令で定めるものに該当した	本人又はその法定代理 人若しくは同居の家族
(3)	禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受ける ことがなくなるまでの者に該当した	
(4)	介護保険法その他介護保険法施行令第35条の2で定める法律の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者に該当した	本人

2 必要書類

		必要書類	留意点	
1	様式第4号の1(介護支援専門員死亡等届出書)		プリントアウトできない場合は「様式第4号の1請求」と朱書きのうえ、返信用封筒(長3封筒)と84円切手を同封して郵送してください。	
2	1 -(1)の場合	除籍謄本又は抄本、その他死 亡が確認できる書面		
	1-(2)の場合	心身の故障に係る届出 (様式第4号の2)	該当する書面の添付が必要です。	
	1-(3)(4)の場合	確定判決書の写し又は確定判 決の内容を記載した書面		
3	介護支援専門員証の	原本	紛失された方は必ず申請書の下段に も署名してください。	

3 チェックリスト (申請前に必ずご確認ください。)

	確認事項	チェック欄
(1)	記入漏れはありませんか。	
(2)	必要書類①~③は全て揃っていますか。	
(3)	介護支援専門員証は添付していますか。紛失されている場合、申請書下段 にも署名はありますか。	

4 提出先 兵庫県福祉部高齢政策課 企画調整班

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5-10-1 TEL 078-341-7711 (内線3109)

※提出の際、郵便の種類は特に指定しておりません。